

# 第10回 制度設計専門会合 事務局提出資料

～「適正なガス取引についての指針」の改正について～

平成28年9月2日（金）



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 「適正なガス取引についての指針」の改正

- 平成29年4月の第三弾法施行に向け、「適正なガス取引についての指針」（以下「適取ガイドライン」という。）の改正を行う必要がある。

## ＜現行の適取ガイドラインの概要＞

	望ましい行為	問題となる行為
小売自由化分野	<ul style="list-style-type: none"><li>● 平均価格や標準モデルケース価格の公表</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 不当に低い価格設定</li><li>● 不当に高い解約補償料の徴収</li><li>● 物品購入・役務取引の停止 等</li></ul>
託送分野	<ul style="list-style-type: none"><li>● 託送連絡窓口を営業と別の部門に設置</li><li>● 導管網の利用条件等の開示・周知</li><li>● バックアップ等の附帯業務 等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 託送に関して知り得た情報の目的外使用</li><li>● 託送部門による個別ルールの差別的な適用</li><li>● 特定の者への附帯業務の提供の拒否 等</li></ul>
卸売分野	<ul style="list-style-type: none"><li>● 一般ガス事業者に対する継続的な卸供給</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 取引拒絶・不当に高い料金設定等</li><li>● 不当な拘束条件付取引等</li></ul>
小売規制分野	<ul style="list-style-type: none"><li>● 同じ需要特性を持つ需要家群の利用形態に応じた選択約款の設定・公表</li><li>● 選択約款の料金等の十分・的確な説明</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 費用回収が適切に行われない価格設定</li><li>● 需要家間の不当差別</li><li>● 自社消費機器利用者限定の選択約款の設定</li></ul>
LNG基地第三者利用	<ul style="list-style-type: none"><li>● 基地利用の要領等の策定</li><li>● 利用拒否事由の相手方への文書での通知</li><li>● 利用契約に係る主な契約条件の公表</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 不当な利用の拒否</li></ul>

# ガス小委における検討 1 / 2

- ガス小委において検討された論点のうち、以下について、適取ガイドラインの改正を行う必要があると考えられる。

主な改正事項  
(ガス小委該当回・頁)

具体的な内容

振替供給について  
(第28回 資料8 P.44/  
後掲参考資料1～2参照)

- ガス小売事業者が行う振替供給は、ガス導管事業者が託送供給義務を履行するために不可欠なものであることから、ガス導管事業者からガス小売事業者に対して振替供給に係る依頼があった場合には、当該ガス小売事業者は、その事業遂行に支障を及ぼさない範囲内において、これに応じることを求めることとする。

新規参入者が新たな同時  
同量制度を活用しやすくする  
ための措置について  
(第28回 資料8 P.66/  
後掲参考資料3参照)

- 小売全面自由化の実施時には現在の一般ガス事業者と比較して、新規参入者は十分な製造設備を保有していないことも想定されることから、新規参入者から現在の一般ガス事業者の製造部門に対して、数量繰越（注入実績と払出実績の±10%（新たな同時同量制度に移行し2年を経過した後は±5%）以内の差分の2月後への繰越）の対象となるガスの製造について、その製造設備を活用したい旨の申し出があった場合には、当該一般ガス事業者の製造部門は、その事業遂行に支障を及ぼさない範囲内において、これを受けをを求めることとする。

注1) 本資料において、ガス小委とは、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会のことをいう。

注2) 独禁法に関する部分については公正取引委員会において審議・決定されるもの。

# ガス小委における検討 2 / 2

主な改正事項  
(ガス小委該当回・頁)

具体的な内容

パンケーキ問題について  
(第30回 資料5 P.25/  
後掲参考資料4参照)

- ガス事業制度においては、卸供給料金は既に自由化されているところ、パンケーキを解消した後、仮に、一般ガス事業者Aが一般ガス事業者Bに対する卸供給料金について、卸託送料金相当額の値下げを行わなかった場合、一般ガス事業者Bの供給区域内の需要家の負担が増大することに加え、一般ガス事業者Aは卸託送料金相当額を二重取りすることとなる。このため、卸供給を行っている事業者に対しては、その卸供給料金について、卸託送料金相当額を引き下げをを求めることとする。

LNG基地の第三者利用  
制度について  
(第30回 資料5 P.40等  
第32回 資料5 P.6/  
後掲参考資料5～7参照)

- タンク容量が20万kl未満の基地やガス事業の用に供される導管と直接接続されていない基地については、法律に基づく規制措置を及ぼすのではなく、引き続き現行のガイドラインに基づく自主的取組に委ねるべきである。
- ガス製造事業者が第三者に対して請求するLNG基地の利用に係る料金については、「同一条件同一料金」（利用期間やLNG基地の利用の仕方が同等である場合には、同等の料金が課されるという意味であり、第三者とともにガス製造事業者の小売部門に対しても適用される。）とする。

新規参入者が既存ガス会社  
等に対して消費機器調査等  
の委託を行いやすい  
環境整備について  
(第33回 資料4 P.8～15/  
後掲参考資料8～13参照)

- 新規参入者たるガス小売事業者が、消費機器調査等の業務を既存ガス会社又はその関連会社等に委託しやすい環境を整備するために、例えば、正当な理由なく新規参入者に係る消費機器調査等の業務を、当該既存ガス会社の関連会社等に委託してほしいという新規参入者からの要請に応じないこと等を既存ガス会社の「問題となる行為」と位置付け、新規参入者から受託した業務を行う中で需要家と接触する際に、当該既存ガス会社に係る営業活動を行わないこと等を既存ガス会社の関連会社等の「望ましい行為」と位置付ける（具体的なガイドラインの規定の仕方については、ガス小委の御議論を踏まえて、引き続き検討を行う。）。

注) 独禁法に関する部分については公正取引委員会において審議・決定されるもの。

# 今後検討を要する論点 1 / 3

- ガス小委の整理に加え、同じく小売全面自由化等を踏まえ平成28年3月に改正された「適正な電力取引についての指針」（以下「電力適取ガイドライン」という。）等も参考に、例えば、以下の論点についても、今後改正事項として検討してはどうか。

## 今後の主な検討事項

## 具体的な内容

### 不当な解約制限等について

- 電力適取ガイドラインでは、不当な解約制限や競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格による小売供給などの行為は、電気事業法上問題となる行為であると整理されている（P.4）。
- 上記を参考に、長期契約や、中途解約違約金、付帯サービス等とのセット契約等のガス取引の実態も踏まえた上で、不当な解約制限等について整理し、必要に応じ、適取ガイドラインの改正を検討する。

### 託送料金の請求書等への明記について

- 電力適取ガイドラインでは、電気料金の透明性の確保の観点から、小売電気事業者は需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当支払金額を明記すること望ましいと整理されている（P.5）。
- 上記を参考に、ガス取引の実態も踏まえた上で、託送供給料金相当支払金額の明記について、必要に応じ、適取ガイドラインの改正を検討する。

注) 独禁法に関する部分については公正取引委員会において審議・決定されるもの。

# 今後検討を要する論点 2 / 3

## 今後の主な検討事項

## 具体的な内容

### スイッチングにおける 不当な取扱い等について

- 電力適取ガイドラインでは、一般送配電事業者等が、スイッチングが適切に行われる環境を確保することを「望ましい行為」、スイッチングにおいて全ての小売電気事業者を衡平に取り扱わないことを電気事業法上「問題となる行為」と位置付けている（P.12）。
- 上記を参考に、ガス取引の実態も踏まえた上で、スイッチングにおける不当な取扱い等について整理し、必要に応じ、適取ガイドラインの改正を検討する。

### 需要家への不当な 情報提供について

- 電力適取ガイドラインでは、小売電気事業者が需要家の誤解を招く情報提供（例：当社の電気は停電しにくい等）により自己のサービスに需要家を不当に誘導することを「問題となる行為」と位置付けている（P.13）。
- 上記を参考に、ガス取引の実態も踏まえた上で、需要家への不当な情報提供について、必要に応じ、適取ガイドラインの改正を検討する。

### 熱量調整等に係る業務 の受託について

- 現行の適取ガイドライン（P.13）では、一般ガス事業者等が、託送供給に付帯する業務として、熱量調整や付臭等のガスの制御・監視に係る作業を行うことを「望ましい行為」と位置付けているところ、事業者ライセンス制導入に伴い、ガス製造事業者、小売ガス事業者の製造部門等が熱量調整設備や付臭設備を保有することとなるため、これらの者が熱量調整設備や付臭設備を保有しない新規参入者に対して行う熱量調整や付臭に係る業務の受託の在り方について、必要に応じ、適取ガイドラインの改正を検討する。

注）独禁法に関する部分については公正取引委員会において審議・決定されるもの。

# 今後検討を要する論点 3 / 3

## 今後の主な検討事項

## 具体的な内容

### 卸取引の活性化について

- ガスシステム改革小委員会報告書（平成27年1月）では、卸取引の活性化と透明性向上が取り上げられている（P.35）。また、電力適取ガイドラインでは、小売電気事業者が活発な競争を行うためには、各電気事業者が卸電力取引所を積極的に活用し、市場の流動性を高めることが期待されるとして、卸電力取引所の積極的な活用等を「望ましい行為」と位置付けている（P.20～21）。
- 上記を参考に、ガスの卸取引の実態も踏まえた上で、卸取引の活性化に向けて、必要に応じ、適取ガイドラインの改正を検討する。

### 導管事業者による需要家への差別的な対応について

- 電力適取ガイドラインでは、一般送配電事業者等が、計量器の交換の可否・交換時期に関して、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合や、転居等により新たに電気供給事業者を検討中の需要家に対して自己又はグループ内の小売部門の情報のみを提供した場合等を、電気事業法上「問題となる行為」と位置付けている（P.35）。
- 上記を参考に、ガス取引の実態も踏まえた上で、需要家への差別的な対応について整理し、必要に応じ、適取ガイドラインの改正を検討する。

### 導管運用における差別的取扱い等について

- 電力適取ガイドラインでは、送配電等業務における系統運用、情報の取扱い、託送供給等業務におけるサービスの提供等を行うに当たり、自己又はグループ内の発電部門や小売部門と他の発電事業者や小売事業者を差別的に取り扱うことを、「問題となる行為」と位置付けている（P.36）。
- 上記を参考に、ガス取引の実態も踏まえた上で、導管運用における差別的取扱い等について、必要に応じ、適取ガイドラインの改正を検討する。

注）独禁法に関する部分については公正取引委員会において審議・決定されるもの。

# 参考資料 ガス小委での検討 1 / 13

## 2③ 振替供給について

### <総論>

- 電気と異なり、ガスはその物理的特性から届く範囲には限界があるところ、ガス小売事業者がその事業を営むに当たっては、自らの需要を満たすための十分な製造設備を、その需要にガスを届けることができる適当な場所に設置することが原則である。
- 他方、このような製造設備の建設を新規参入者に対しても厳格に求めることとした場合、ガス小売事業者間の活発な競争を阻害するおそれがあることから、ガス導管事業者の供給区域内の異なるエリアに複数の製造設備を有するガス小売事業者X（現在の一般ガス事業者を想定）による振替供給という行為は小売全面自由化後も引き続き必要。
- また、ガス事業法上、ガス導管事業者には託送供給義務が課せられていることから、エリア①にのみ製造設備を有するガス小売事業者Yから、エリア②の需要家に対してガスを供給したい旨の依頼がガス導管事業者に対してあった場合には、当該ガス導管事業者は、ガス小売事業者Xに対して振替供給を行うべき旨の指示を行うこと（振替供給を踏まえた注入計画を割り当てること）により、託送供給を実現する必要がある。（注1）

(注1) ガス導管事業者が行う託送供給は、ガス小売事業者Xが有する製造設備の余力の範囲内で行われることから、この余力の範囲を超える託送供給の依頼がガス小売事業者Yからあった場合には、託送供給義務が履行できないことがあり得る。ただし、ガス小売事業者Xが行う振替供給は、ガス導管事業者が託送供給義務を履行するために不可欠なものであることから、ガス導管事業者からガス小売事業者Xに対して振替供給に係る依頼があった場合には、ガス小売事業者Xは、その事業遂行に支障を及ぼさない範囲内において、これに応じることを求めることとする。（ガイドライン等において担保）

### <振替供給に係るコストの考え方について>

- ガス導管事業者が、上記の方法により託送供給を実現するに当たっては一定のコストが発生するところ（コストの考え方については次頁参照）、上記の振替供給はガス小売事業者Yのためになされるものであり、原因者を特定することが可能であることから、当該コストについては特定負担として整理し、ガス小売事業者Yに対してのみ負担を求めるという考え方もあり得る。
- 他方、小売全面自由化後はガス小売事業者間の活発な競争が一層求められるところ、仮に上記のような整理とした場合、新規参入者の競争条件を著しく悪化させることとなる。
- このため、小売全面自由化後、当分の間、振替供給に係るコストについては一般負担として整理することとし、当該コスト負担の考え方については、今後、新規参入者の製造設備の形成状況や、一般負担として整理したことが、ガス小売事業者間の競争関係を過度に歪めていないかといった視点などを踏まえて、改めて検討することとしてはどうか。（注2）

(注2) 改正ガス事業法においては、小売全面自由化後には様々な検証を実施していく旨が規定されていることから、上記の論点についても併せて検証することを想定。

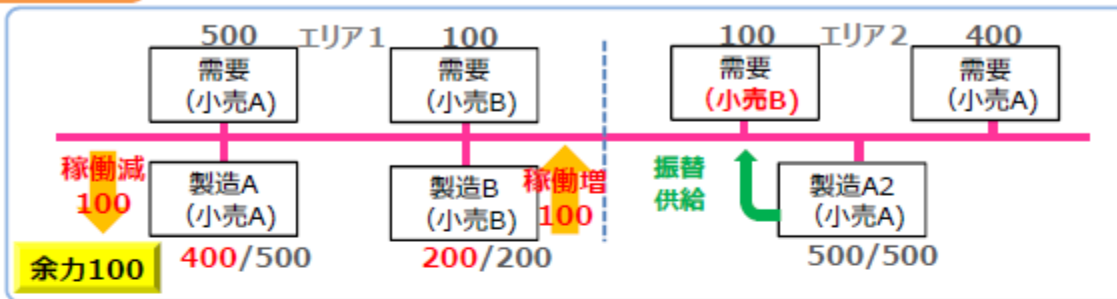


## 2③ 振替供給について

### 振替供給に係るコストのイメージ

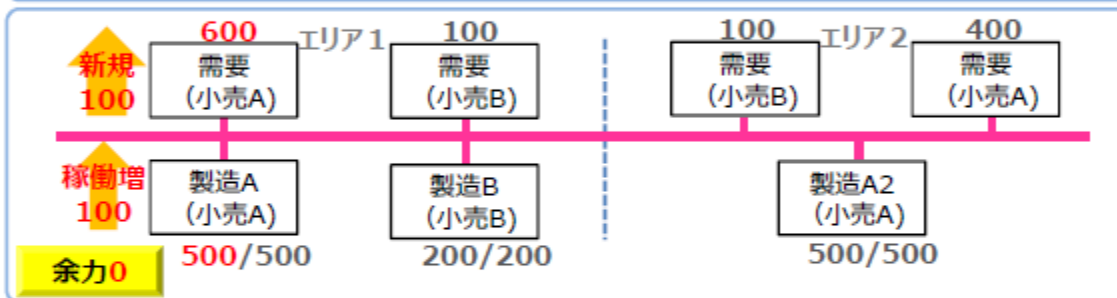
#### 【STEP 1】

エリア2において、需要100が小売A→小売Bにスイッチ。小売Bは製造Bの稼働を100増加させる一方、小売Aは製造Aの稼働を減少させるとともに、製造A2から振替供給。



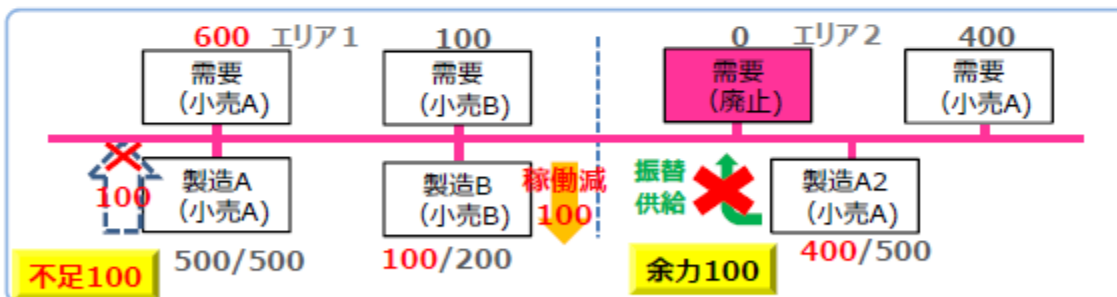
#### 【STEP 2】

エリア1において、小売Aが新規需要100を獲得。小売Aが製造Aの稼働を100増加させた結果、製造Aの余力は0となる。(小売Aは全エリアで余力0となる。)



#### 【STEP 3】

エリア2において、小売Bの需要100が廃止。その結果、小売Bが製造Bの稼働を100減少。小売Aがエリア1における安定供給を確保するためには、製造Aの稼働を100増加させる必要があるが、製造Aには余力がない。(エリア2の製造A2の余力は、エリア1では活用できない。)



- これは、STEP 2において、小売Aが製造Aの稼働を100増加させたことに起因するものであり、導管事業者はエリア全体の安定供給を確保する必要があるところ、これを実現するためには、小売Aに対して、製造Aの余力を100空けておくよう指示する必要がある。
- その結果、小売Aは製造Aの余力100を、小売事業のために活用することができないことから、導管事業者は、小売Aに対して、製造Aの余力100を、当該導管事業者が確保することに伴う費用（余力100の固定費相当分）を支払うこととなる。
- また、具体的な費用については、52頁の調整力コストを必要調整力で除したもの（製造単価）に、原価算定期間内において、振替供給を行うために確保すべき製造能力（上記の例で言えば100）を乗じたものである。

## 2⑨ 新規参入者が新たな同時同量制度を活用しやすくするための措置について

### ＜措置3＞ 新規参入者による現在の一般ガス事業者の製造設備の活用促進

- 措置2を講じた場合、注入実績と払出実績との差については±10%以内の部分をX+2月に数量で繰り越すこととなるが、その結果、X+2月に必要な注入量を製造するための製造設備の容量が不足するケースも想定されるところ。
- この点、小売全面自由化の実施時には、現在の一般ガス事業者と比較して、新規参入者は十分な製造設備を保有していないことも想定されることから、新規参入者から現在の一般ガス事業者の製造部門に対して、数量繰越の対象となるガスの製造について、その製造設備を活用したい旨の申し出があった場合には、当該一般ガス事業者は、その事業遂行に支障を及ぼさない範囲内において、これを受けられることを求めることとしてはどうか。（ガイドライン等で担保）

（注）前述のとおり、措置2は、小売全面自由化後2年間の暫定的措置。他方、措置3については、ガス小売事業者間の活発な競争を促す観点から暫定的措置とはせず、今後、新規参入者の製造設備の形成状況等を勘案しつつ、必要に応じて、見直すこととする。

# 参考資料 ガス小委での検討 4 / 13

## 2 パンケーキ問題について

- 前述のとおり、ガスにおけるパンケーキの解消により、卸託送料金が一般負担化されることとなる。
- この点、以下の図のとおり、現在、一般ガス事業者Aが一般ガス事業者Bに対して卸供給を行っている場合、その卸供給料金の中には卸託送料金が含まれているところである。
- ガス事業制度においては、卸供給料金は既に自由化されているところ、パンケーキを解消した後、仮に、一般ガス事業者Aが一般ガス事業者Bに対する卸供給料金について、卸託送料金相当額の値下げを行わなかった場合、一般ガス事業者Bの供給区域内の需要家の負担が増大することに加え、一般ガス事業者Aは卸託送料金相当額を二重取りすることとなる。
- このため、卸供給を行っている事業者に対しては、その卸供給料金について、卸託送料金相当額を引き下げをを求めることとし（ガイドライン等において担保）、新たな卸供給料金が適切な水準となっているか否かを国が確認する観点から、卸供給料金の国に対する報告義務を新たに課すこととしたい。

### 一般ガス事業者A（卸供給事業者）の二重取りのイメージ

【一般ガス事業者Aが一般ガス事業者Bに対して卸供給を行っている場合】



<現状>

一般ガス事業者Aの卸供給料金：LNGコスト+ 製造コスト等 + a

<今後>

一般ガス事業者Aの卸供給料金：LNGコスト+ 製造コスト等

a相当額の引き下げが必要

【理由】

- 一般ガス事業者Bの小売託送料金bには、供給区域Aにおける卸託送料金aが含まれており、一般ガス事業者Bは回収した小売託送料金の中から、aに相当する額を一般ガス事業者Aに対して支払うこととなる。
- このため、一般ガス事業者Aが卸供給料金からa相当額を引き下げなかった場合、a相当額について二重取りが生じるため、パンケーキ解消後は、卸供給料金からa相当額を引き下げる必要がある。

## 参考資料 ガス小委での検討 5 / 13

### 4② ガス製造事業者に該当することとなるタンクの要件について

- ガスシステム改革小委員会報告書（平成27年1月）においては、「大型タンカー1隻分に満たない小規模な基地」についてはガス製造事業者に該当しないものとして整理し、こうしたLNG基地については、現行のガイドラインに基づく自主的取組に委ねるべきであるとされている。
- これは、近年、LNG船の大型化が進展していることに鑑み、タンクの容量が一定規模未満であるLNG基地については、その物理的な制約により、LNG基地の第三者利用に係る強いニーズがあるとは考えにくいことから、こうした基地については、法律に基づく規制措置を及ぼすのではなく、ガイドラインに基づく自主的取組に委ねることが適当と判断されたことによる。

#### ガスシステム改革小委員会報告書（平成27年1月）における記載

(P.34)

容量が一定以下の基地、例えば大型タンカー1隻分に満たない小規模の基地（合計容量10万k l以下などの一次受入基地や二次基地）等については対象とせず、引き続き現行の適正取引指針に基づく自主的取組に委ねるべきである。

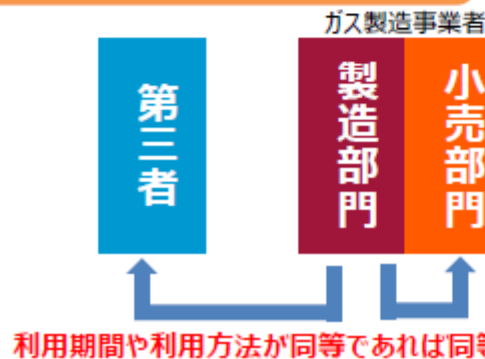
# 参考資料 ガス小委での検討 6 / 13

## 1③ LNG基地の第三者利用に係る料金の考え方について

- 前述のとおり、第三者がガス製造事業者のLNG基地を利用した際に支払うべき料金についてはLNG基地の利用の仕方によって様々であり、一律の料金表を示すことは極めて困難ではあるものの、LNG基地の第三者利用制度を実効的なものとするためには、この料金に係る透明性を高めることが重要。
- この点、現在、国のガイドラインに基づき、一般ガス事業者等は「基地利用要領」を定めているところであるが、LNG基地の第三者利用に係る料金算定の考え方を、その基地利用要領において詳細に記載している事業者は存在しないところ、小売全面自由化後、ガス製造事業者に対しては、その約款において、例えば次頁の事項を記載することを求めることにより、料金算定に係る透明性を高めることとしてはどうか。
- また、そもそもLNG基地は競争部門に係る設備であることから、ガス製造事業者が第三者に対してLNG基地の利用に係る料金を請求するに当たっては、自らの小売部門に対する料金よりも高い料金を請求するという考え方も存在するところである。
- 他方、仮にこれを許容することとした場合、ガスの小売事業や卸売事業における競争をこれまで以上に活性化させるというLNG基地の第三者利用制度の趣旨が没却される蓋然性が高い。
- このため、ガス製造事業者が第三者に対して請求するLNG基地の利用に係る料金については、「同一条件同一料金」とすることを求めることとしてはどうか。(注)

(注) 「同一条件同一料金」とは、利用期間やLNG基地の利用の仕方が同等である場合には、同等の料金が課金されるという意味であり、これは第三者とともにガス製造事業者の小売部門に対しても適用される。

### 同一条件同一料金のイメージ



### ガスの小売事業や卸売事業における競争の活性化に寄与

<同一条件同一料金の例外>

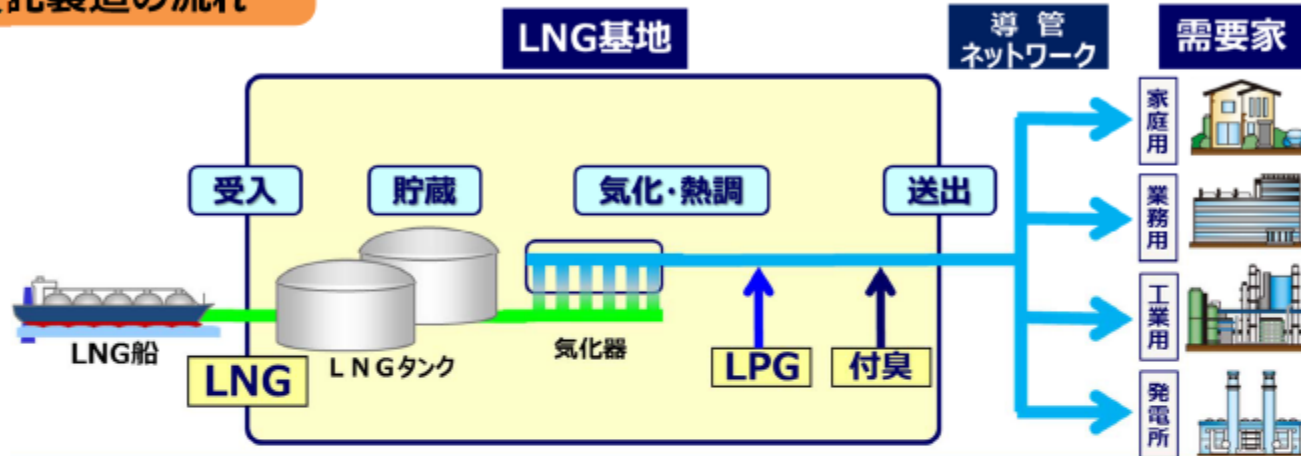
- ガス製造事業者の中には、当該LNG基地に十分な空容量があるがゆえに、その小売部門が負担している料金よりも低廉な料金で第三者利用を行わせようとする者が存在することも想定されるところである。
- この点、入札等を広く行った上で、上記の条件により第三者利用を行わせる場合には、公平性を阻害することは想定されないことから、こうした形態による第三者利用についても許容することとする。(必要に応じて、特例承認を受けることが必要。)

# 参考資料 ガス小委での検討 7 / 13

## 1 ③ LNG基地の第三者利用に係る料金の考え方について

- ガス受託製造の流れは以下のとおりである。このため、ガス製造事業者に対しては、その約款において、料金を算定するに当たっての指標として、例えば、以下のような事項を記載させることとする。

### ガス受託製造の流れ



### 料金算定に当たっての指標の例

費用項目	指標の例 (注)
①受入設備	LNG船受入回数、LNG船栈橋占有日数 LNG船着栈時間、LNG受入量
②貯蔵設備	LNGタンク利用容量、LNGタンク占有率、LNG貯蔵量
③気化設備	最大時ガス量、気化ガス量
④熱調・付臭設備	最大時ガス量、増熱用LPG想定必要量

(注1) 基地の設備状況等により、これら以外の事項を指標とすることもあり得るが、約款にこうした事項が記載されていない場合には、変更命令の対象となり得る。

(注2) ガス製造事業者が第三者に対して料金を請求するに当たり、仮に詳細な請求書を交付することを求めた場合には、当該第三者が競争部門たるLNG基地の詳細な製造コストを知り得ることになることから適当ではない。このため、実際に第三者に対して料金を請求するに当たっては、受入設備、貯蔵設備等の機能毎の料金を記載した請求書とすることや、基本料金・従量料金を記載した請求書とすることを許容することとする。

## 2① 本日の論点について

- 開閉栓の論点については、第25回の本小委員会（平成27年11月10日）において9頁と10頁のとおり整理したところであるが、**新規参入者たるガス小売事業者が、消費機器調査等の業務を、既存のガス会社等に対して委託しやすい環境を整備するための方策については継続論点となっていた。**
- この点、現在、既存のガス会社は、消費機器調査等の業務を、**①その関連会社等**（注1）に行わせていたり、**②自らが行っているところ、**ガス小売事業への新規参入を行いやすい環境を整備するとともに、小売全面自由化後、需要家の利便性を損なうことのない環境を整備するためには、**上記の方策をいかに実効的なものとするかが論点。**（注2）（注3）

（注1）関連会社等とは、既存のガス会社と資本関係のある関連会社に加え、資本関係がない会社等が含まれる。

（注2）ガス事業法上、消費機器調査や危険発生防止周知はガス小売事業者が行うべきこととされていることから、これらの業務は、ガス小売事業者が自らの責任において行うことが基本。

（注3）本論点における議論の対象は、開栓時にガス小売事業者が行うこととなる消費機器調査や危険発生防止周知のみならず、①使用開始時の開栓、②使用終了時の閉栓、③定期保安点検が含まれる。

## 2② 具体的な措置について

- 新規参入者たるガス小売事業者が、消費機器調査等の業務を既存ガス会社の関連会社等に委託する場合には、①当該関連会社等に対して直接委託するケースと、②当該既存ガス会社を通じてその関連会社等に委託するケースが想定されること。
- まず、ケース①の場合には、以下の行為を、既存ガス会社の関連会社等の「望ましい行為」として位置付けることとしたい。（注1）
  - (a) 新規参入者に係る消費機器調査等の業務を、既存ガス会社に対して求めている料金と同等の料金で受託すること。（注2）
  - (b) 新規参入者から受託した業務を行う中で需要家と接触する際に、当該既存ガス会社に係る営業活動を行わないこと。（注3）

（注1）「望ましい行為」とは、既存ガス会社の関連会社等が、ガス事業の健全な発達を図るために積極的に取り組むべき行為。「問題となる行為」とは、ガス事業法の規定に基づく業務改善命令等が発動される原因となり得る行為であるが、そもそもこうした関連会社等は同法の射程外であるため、何らかの行為を「問題となる行為」として位置付け、当該関連会社等がこれに違反した場合に、同法の規定に基づく業務改善命令等が発動することができない。また、こうした既存ガス会社の関連会社等に係る「望ましい行為」については、ケース②の場合においても同様。

（注2）既存ガス会社は、その関連会社等との契約において、これを担保することが望ましい。また、現在、既存ガス会社はその関連会社等に対して、消費機器調査等の業務を一括して委託しているところ（この場合の単価を仮にA円とする。）、例えば、新規参入者が比較的容易な消費機器調査は自らが行う一方、手間暇のかかる消費機器調査のみを関連会社等に委託する場合には、その理由が合理的に説明できる金額である範囲内において、A円よりも高い単価を請求したとしても上記の規律を逸脱していることにはならない。他方、単に需要密度の差異を理由に単価を異ならしめることは、上記の規律を逸脱しているものとして整理する。これらの考え方は、次頁の(c)においても同様。

（注3）既存ガス会社の関連会社等は、当該既存ガス会社に係る営業活動を行わないことのみならず、当該新規参入者が営むガス小売事業を妨害する一切の行為を行わないことが望ましい。また、当該新規参入者から受託した業務を行う時ではないものの、当該業務を受託する中で入手した情報を活用して、当該既存ガス会社に係る営業活動等を行うこともこの規律の対象。さらに、既存ガス会社は、その関連会社等との契約において、これらの内容を担保することが望ましい。



## 2② 具体的な措置について

- 次に、ケース②の場合には、以下の行為を、既存ガス会社の「問題となる行為」として位置付けることとしたい。
  - (a) 正当な理由なく（注4）、新規参入者に係る消費機器調査等の業務を、当該既存ガス会社の関連会社等に委託してほしいという当該新規参入者からの要請に応じないこと。（注5）
  - (b) 新規参入者に係る消費機器調査等の業務を受託する中で得た情報を用いて、当該既存ガス会社に係る営業活動を行うこと。（注6）
- また、いずれの場合においても、以下の行為を、既存ガス会社の「問題となる行為」として位置付けることとしたい。
  - (c) 既存ガス会社がその関連会社等に対して、新規参入者に係る消費機器調査等の業務を、既存ガス会社に対して求めている料金と同等の料金で受託することを求めないこと。（注7）
  - (d) 既存ガス会社がその関連会社等に対して、当該関連会社等が新規参入者から受託した業務を行う中で需要家と接触する際に、当該既存ガス会社に係る営業活動を行わないことを求めないこと。（注8）

（注4）「正当な理由」の具体例としては、既存ガス会社の関連会社等の人員・体制等に余力がないことから、新規参入者に係る消費機器調査等の業務を物理的に受託できない場合などである。

（注5）既存ガス会社においてはその小売部門において、消費機器調査に係る業務を行うこととなることから、既存ガス会社の小売部門が新規参入者からの要請に応じることも考えられる。なお、既存ガス会社の導管部門が、こうした新規参入者からの要請に応じることも妨げられない。

（注6）当該既存ガス会社に係る営業活動を行うことのみならず、当該新規参入者が営むガス小売事業を妨害する一切の行為を行わないことが必要。

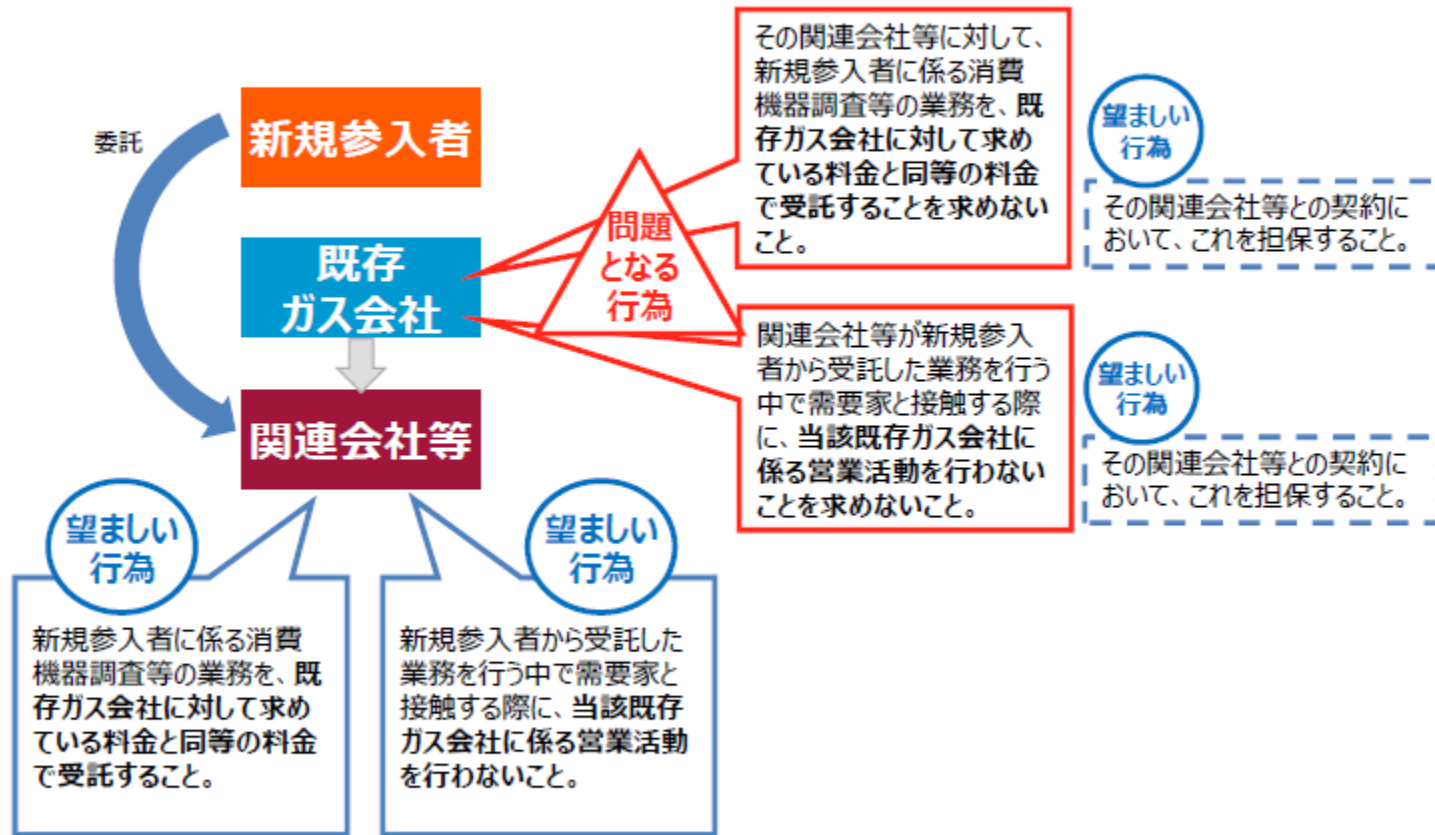
（注7）既存ガス会社は、その関連会社等との契約において、これを担保することが望ましい。また、ケース②の場合には、既存ガス会社は、新規参入者に係る消費機器調査等の業務の再委託に係る事務を行っていることから、合理的に説明できる金額である範囲内において、新規参入者に対して事務手数料を求めることは妨げられない。また、既存ガス会社はその関連会社等に適切な消費機器調査等を行わせるため、システム費や人材育成費等を負担していることが一般的であることから、当該既存ガス会社は、合理的に説明できる金額である範囲内において、その費用の一部を新規参入者に対して求めることは妨げられない。

（注8）既存ガス会社はその関連会社等に対して、当該既存ガス会社に係る営業活動を行わないことのみならず、当該新規参入者が営むガス小売事業を妨害する一切の行為を行わないことを求めることが必要。また、当該新規参入者から受託した業務を行う時ではないものの、当該業務を受託する中で入手した情報を活用して、当該既存ガス会社に係る営業活動等を行うこともこの規律の対象。加えて、既存ガス会社は、その関連会社等との契約において、これらの内容を担保することが望ましい。

## 2② 具体的な措置について

### 消費機器調査等の業務を既存ガス会社の関連会社等に委託する場合のイメージ

#### ①：関連会社等に直接委託するケース

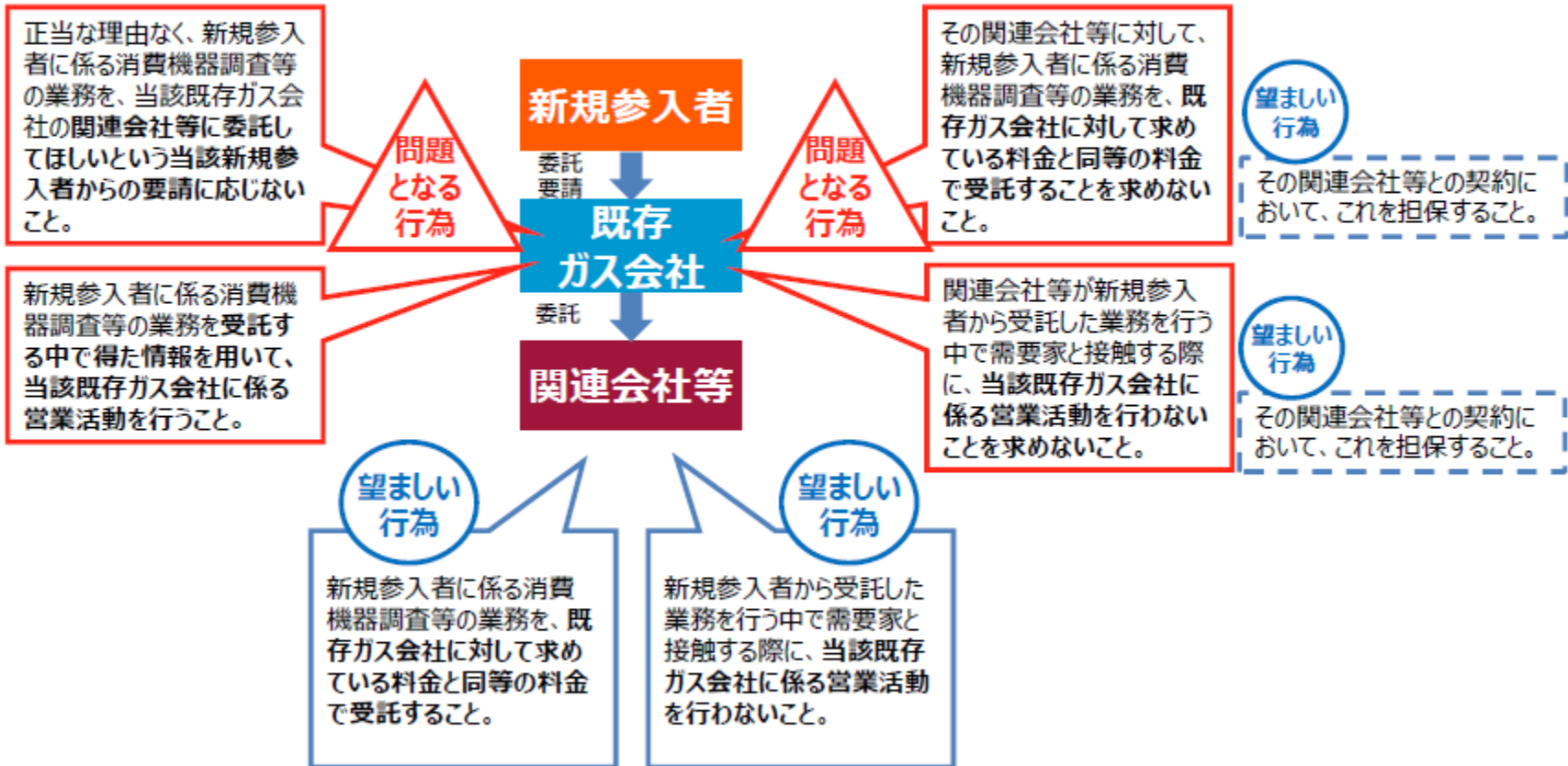


# 参考資料 ガス小委での検討 12 / 13

## 2② 具体的な措置について

### 消費機器調査等の業務を既存ガス会社の関連会社等に委託する場合のイメージ

#### ②：既存ガス会社を通じてその関連会社等に委託するケース



# 参考資料 ガス小委での検討 13 / 13

## 2② 具体的な措置について

- 次に、新規参入者たるガス小売事業者が、消費機器調査等の業務を既存ガス会社に委託することも想定されるところ、こうした委託が円滑に行われ得る環境整備をどのようにして行うかが論点。
- この点、本論点については、以下の行為を、既存ガス会社の「問題となる行為」として位置付けることとしたい。（注1）
  - (a) 正当な理由なく、新規参入者に係る消費機器調査等の業務を、当該既存ガス会社が行っている消費機器調査等に係るコストと同等の料金で受託しないこと。（注2）
  - (b) 新規参入者から受託した業務を行う中で需要家と接触する際に、当該既存ガス会社に係る営業活動を行うこと。（注3）

(注1) 既存ガス会社においては、その小売部門において、消費機器調査に係る業務を行うこととなることから、既存ガス会社の小売部門が新規参入者から受託することも考えられる。ただし、この場合には、(b)に記載しているとおり、新規参入者から得た情報を活用して、当該既存ガス会社に係る営業活動を行うことは認められない。なお、既存ガス会社の導管部門が、こうした新規参入者からの要請に応じることも妨げられない。

(注2) 料金の考え方は、11頁の注2、12頁の注7における考え方と同様。また、「正当な理由」の考え方は、12頁の注4における考え方と同様。

(注3) 既存ガス会社が、当該既存ガス会社に係る営業活動は行っていないものの、需要家と接触する機会を捉えて、当該新規参入者が営むガス小売事業の妨害行為を行った場合には、上記の規律に抵触しているものとして整理する。また、当該新規参入者から受託した業務を行う時ではないものの、当該業務を受託する中で入手した情報を活用して、当該既存ガス会社に係る営業活動等を行うこともこの規律の対象。

### 消費機器調査等の業務を既存ガス会社に委託する場合のイメージ

